

第5章 更なるバリアフリーの推進に向けて

5-1 ユニバーサル社会の実現に向けた取組

今後、少子高齢化の進行が見込まれる中で、生活に障壁（バリア）を感じないような対応を必要とする人は、さらに多くなると考えられます。また、人の能力や個性は一人ひとり異なっており、年齢や環境の変化等による影響を受け刻々と変化していくものです。

このため、障がいの有無や年齢等にかかわらず、一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びをもって生活を送ることができる共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた環境を整備していくことが重要です。

そのためには、障がい者、高齢者、妊産婦などに主な焦点を当て、社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するという考え方（バリアフリー）とともに、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められます。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいよりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

出典：障害者基本計画（内閣府）

5-1-1 心のバリアフリーの推進

基本構想策定後は、各施設管理者によりハード面の整備が進むとともに、バリアフリー講習会や体験教習を行うなどソフト面の取組により、高齢者、障がい者等に対する理解、すなわち「心のバリアフリー」の推進が期待されます。安全、安心、快適なユニバーサル社会を実現するには、全ての市民がこの「心のバリアフリー」を正しく理解し、お互いに支えあうことが必要であるため、市をはじめとした関係団体などの活動を通じて普及啓発に努めます。

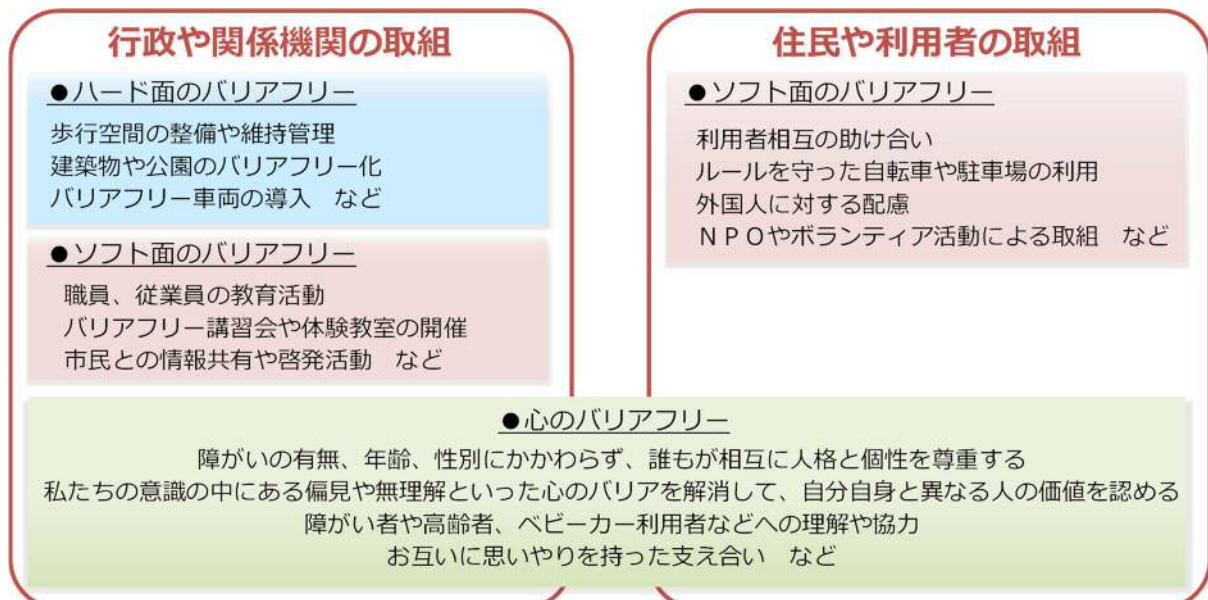


図 5-1 ユニバーサル社会実現のイメージ

5-1-2 ユニバーサルデザインの普及啓発

今後、国際化の推進や安心して子育てができるまちを目指していく札幌市においては、障がい者や高齢者だけではなく、外国人や妊産婦、ベビーカー利用者、子ども連れの人など、全ての人々にとって「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」、そして新たなバリア（障壁）を生じさせないというユニバーサルデザインの考え方を、モノやまちなどのハード面だけでなく、ひとの意識や情報、社会参加の仕組みにも取り入れる必要があるため、市の活動を通じて普及啓発に努めます。

【ユニバーサルデザイン 7つの原則】

※ロナルド・メイス氏（元・ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長）提唱

- ・誰もが不利になることなく、みんなが公平に利用できること
- ・難しい説明を読まなくても使い方がすぐにわかること
- ・無理な体勢をとることなく、少ない力で楽に使えること
- ・必要な情報がすぐ理解できること
- ・利用するうえでの自由度・柔軟性が高いこと
- ・うっかりミスをおかしづらく、ミスをおかしても直ちに危険につながらないこと
- ・利用しやすい大きさや広さが確保されていること

5-1-3 バリアフリー化の促進

今後の施策の展開に当たっては、障がい者や高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、性別・国籍・民族・文化の違い等に関わらず、すべての利用者の視点に立ってユニバーサル社会の実現に向けて取り組む必要があります。

また、個々の施設の整備や、複数の施設間の個々の移動が円滑化されただけでは、利用者にとってバリアを感じることのない生活空間とはなりません。特に、冬期間には、積雪によって歩行者空間が狭くなったり、路面の凍結によって転倒の危険性が増すなどの冬期特有のバリアがあり、夏期には可能であった公共交通施設間の乗換えなどが困難になります。

このため、本基本構想の理念を踏まえ、個々の施設の整備やその間の移動の円滑化を有機的に組み合わせて、面的な広がりを持った生活空間の整備を推進することが必要になります。

本基本構想では、移動円滑化のために実施すべき駅周辺施設におけるエレベーター等の設置によるバリアフリールートの充実や、バス・タクシー等のバリアフリー対応車両の導入支援、公共地下歩道等に関する情報発信の検討、民間建築物のバリアフリー化促進策の検討などを進めていくことを記載していますが、ユニバーサル社会の実現には、一部の関係者のみによる取組とするのではなく、社会全体で取組を進めていくことが重要であり、関係者相互による積極的な情報交換・情報共有を行い、連携・調整を図るとともに、バリアフリー化の取組の促進や、対策内容の充実についても引き続き検討を進めることとします。

5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携

札幌市は1972年（昭和47年）に開催されたオリンピック冬季大会を契機として、地下鉄や道路網などの都市の骨格をつくるとともに、競技施設や選手・役員・報道関係者などを受け入れるための施設が整備されました。また、札幌のウインターポーツシティとしての存在感を高めたとともに、オリンピックを間近に観戦することで市民の中にウインターポーツに親しむ文化が定着しました。

その後、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、平成21年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定するなど、共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

現在、札幌市では、二度目となる冬季オリンピック開催、初のパラリンピック開催を目指し、2030年（令和12年）冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動を進めています。冬季オリンピック・パラリンピックを開催することは、子どもたちに夢と希望を与え、冬季スポーツを振興し、世界平和に貢献するというオリンピック本来の意義に加え、都市基盤及び冬季スポーツ施設の更新や、バリアフリーの促進といった都市のリニューアルを推し進める契機となることが期待されます。

令和3年11月に札幌市が公表した「2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会概要（案）」では、大会において目指すまちの姿（ターゲット）の一つとして「すべての人にやさしい共生社会の実現」を定めるとともに、大会によってもたらされるレ

ガシーの一例として、心のバリアフリーが実現した誰もが暮らしやすいまちを目指すことや、インフラのバリアフリー化を促進することを挙げています。



図 5-2 「2030 北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会概要(案)」

5-3 スパイラルアップ

バリアフリー化を推進するためには、具体的な施策や措置を当事者参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることにより、段階的かつ継続的な発展を図っていくことが望されます。

このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれ、バリアフリー法では、基本構想の策定後、概ね5年ごとに、事業の実施状況の調査や分析・評価を行うよう努め、必要に応じて基本構想の見直しを行うことされています。札幌市では、毎年作成している「札幌市バリアフリー特定事業計画」における事業の進捗状況や、社会状況の変化等を踏まえ、今後も必要に応じて基本構想を見直し、時代に即したバリアフリーの取組を推進してまいります。

また、バリアフリー法では、住民などによる基本構想の策定や変更に係る提案制度が創設されています。札幌市に対し、市民・事業者などから基本構想の改定などに関わる提案があった場合には、関係機関と協議の上、基本構想の見直しの検討などを行い、その結果は「福祉のまちづくり推進会議」にて報告することとしています。

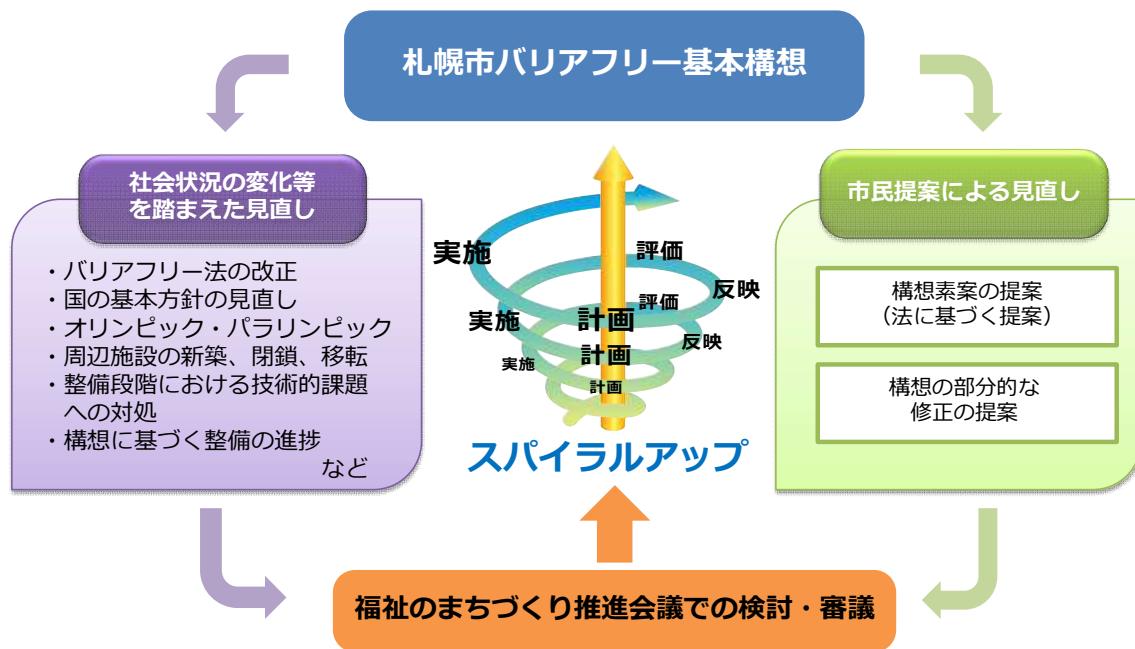


図 5-3 スパイラルアップのイメージ